

広島県告示第二百六十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の結果を次のとおり認証した。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

廿日市市

二 調査を行った期間

平成十四年六月から平成十六年三月まで

三 成果の名称

廿日市市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

廿日市市飯山の一部

五 認証年月日

平成二十二年三月十五日